

株 主 各 位

名古屋市中区栄三丁目34番14号
東海エレクトロニクス株式会社
代表取締役社長 大倉 偉作

第57期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第57期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成24年6月26日(火曜日)午後5時25分(当社営業時間終了の時)までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成24年6月27日(水曜日) 午前10時
2. 場 所 名古屋市中区栄三丁目34番14号 当社本社 7階A会議室
3. 目的事項
報告事項 1. 第57期(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第57期(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.tokai-ele.co.jp>)に掲載させていただきます。

事業報告

(平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、東日本大震災やタイ洪水の発生に伴う経済活動の一時的な停滞があったものの、サプライチェーンの早期復旧により生産活動は回復に向かい緩やかに持ち直してきており、景気の持ち直し傾向が確かなものとなる事が期待される一方で、原子力災害の影響、電力供給の制約、欧州金融危機など、国内外ともに景気の下振れ懸念が存在し、今後の景気の先行きについては依然として不透明な状況となっております。

このような経済環境のもと、当社グループは、経営陣の若返りを図るとともに、新たな中期経営計画(Business Revolution 2013 : BR13)をスタート致しました。BR13では、お客様の課題・ニーズを共有し、電子材料・電子部品からソフトウェア、設備までワンストップでご提案する One Stop Solution 機能の強化、また、中華圏・東南アジア圏を中心に情報・品質管理・物流のネットワークを活かした海外事業の拡大を目指してまいります。さらに、経営ビジョンである“Quality First for Customer!”の精神に沿い、マーケティング・営業・設計・開発等それぞれの分野でボーダーレス社会に対応可能なスペシャリティをもった人財の育成により、営業・技術人財力の強化を図り、ますますグローバル化が進む事業環境の中で積極的な営業活動を展開してまいります。

当社グループにおける事業分野別では、情報通信分野は東日本大震災やタイ洪水に加えて、欧州市況の冷え込み等に伴い、お客様の生産減少により厳しい環境となりましたが、F A・工作機械分野は、中国を中心とした新興国向けの設備投資が年度前半は堅調に推移した事に加え、自動車分野についても、東日本大震災とタイ洪水被害により、お客様の生産が大きく影響を受けたものの、早期にサプライチェーンが立ち直ったことにより、生産活動も回復し堅調に推移しました。

また、当社は、当社グループが従事する「エレクトロニクス」市場へのコミットメントを明確にし、エレクトロニクス技術商社としての付加価値を追求していくため、平成23年10月1日付で東海物産株式会社から東海エレクトロニクス株式会社へ社名変更致しました。

上記の結果、当社グループの当連結会計年度における売上高は372億3千9百万円(前年同期比2.1%増)となりましたが、利益面においては社名変更に伴う費用等の増加があり、営業利益は7億6千1百万円(前年同期比13.1%減)、経常利益は7億6千4百万円(前年同期比14.6%減)、当期純利益は4億3千万円(前年同期比7.1%減)となりました。

セグメント別の概況

○デバイス・ソリューション関東・甲信越カンパニー

情報通信分野において、タイ洪水の影響による部材供給難及び欧州金融危機による市況冷え込み等により、お客様の大幅な生産減少の影響を受け、売上高は60億4千万円となり、前期に比べ11.3%の減少となりました。

○デバイス・ソリューション中部・関西カンパニー

F A・工作機械分野は、年度後半、中国、欧州向けF A機器の需要は減少傾向にありましたが、自動車分野については、東日本大震災以降、サプライチェーンの立て直しにより堅調に推移し、また、前年度下期における半導体分野での新規商流の取り込みが寄与した結果、売上高は208億2千2百万円となり、前期に比べ7.0%の増加となりました。

○オーバーシーズ・ソリューションカンパニー

情報通信分野において、中華圏、東南アジア圏共に、欧州市況の冷え込み及びタイ洪水の影響等により厳しい環境となりましたが、北米における自動車分野において、半導体分野での新規商流が前年度下期より開始されたことにより、売上高は82億4百万円となり、前期に比べ1.8%の増加となりました。

○システム・ソリューションカンパニー

公共施設、病院等のリニューアル工事物件や工場施設の新設、改修の受注は堅調に推移しましたが、F A産業機器については、欧州、中国市場向けが低調であったことから、売上高は21億7千2百万円となり、前期に比べ0.3%の微増となりました。

〈セグメント別売上高〉

(単位：千円)

	売上高	前連結会計年度比増減率	構 成 比
	当連結会計年度		
デバイス・ソリューション 関東・甲信越カンパニー	6,040,314	△11.3%	16.2%
デバイス・ソリューション 中部・関西カンパニー	20,822,268	7.0%	55.9%
オーバーシーズ・ソリューション カンパニー	8,204,019	1.8%	22.0%
システム・ソリューション カンパニー	2,172,964	0.3%	5.9%
合 計	37,239,567	2.1%	100.0%

- (注) 1. セグメント間の取引については、相殺消去しております。
 2. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。
 3. 取扱商品別(「デバイス事業」(「M(高機能材料)デバイス部門」「E(電子)デバイス部門」「S(半導体)デバイス部門」「海外部門」と「システム事業」)の比較表は下表の通りです。

(単位：千円)

		売上高	前連結会計年度比増減率	構 成 比
		当連結会計年度		
デ バ イ ス 事 業	M(高機能材料)デバイス部門	3,921,460	△0.6%	10.5%
	E(電子)デバイス部門	10,621,217	△10.6%	28.5%
	S(半導体)デバイス部門	12,319,905	18.1%	33.1%
	海 外 部 門	8,204,019	1.8%	22.0%
計		35,066,602	2.2%	94.1%
シ ス テ ム 事 業		2,172,964	0.3%	5.9%
合 計		37,239,567	2.1%	100.0%

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は1億3千5百万円となりました。

その内容の主なものは、社名変更に伴う看板及び会社案内DVD等の制作費用に加え、基幹系情報システムの開発及び改修に伴う支出であります。

(3) 資金調達の状況

特記事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の経営環境につきましては、東日本大震災の復興支援など各種の政策効果を背景に、景気の緩やかな回復基調が期待されるものの、欧州の金融危機や原油価格の上昇など厳しい経済環境もあり、景気の先行きは不透明な状況となっております。

このような環境の下、当社グループは、2011 年度を初年度とする中期経営計画 (Business Revolution 2013 : BR13) を策定し、「お客様と共に歩むエレクトロニクスの技術商社」として、お客様の課題・ニーズを最適な形で解決する提案営業を推進するため、下記の6点を重要課題として取り組んでまいります。

①構造改革、営業の選択と集中の継続

経済環境がめまぐるしく変化し、国内外企業との競争が一層厳しさを増す中、経営主導で採算性の向上を図るため、営業・業務プロセスの改善とともに、営業の選択と集中を継続して行うことにより、より一層の体質強化に努めてまいります。

②海外事業拡大と海外営業拠点網拡充

海外事業を拡大するため、中華圏をはじめ東南アジア・米国においても営業拠点網拡充を進めてまいります。また、グループ内での情報共有等による高度な情報ネットワークの構築、品質管理部門による製品・工場監査実施及びその代行・請負体制の強化、各拠点でのISO取得推進による品質ネットワークの構築、グループ拠点網を駆使した総合物流サービス・ネットワークの構築等により海外営業基盤拡大のための体制を整備してまいります。

③新市場の開拓、マーケティング活動の一層の強化

従来の自動車、情報通信、FA・工作機械分野に加え、既存の市場だけに頼るのではなく、マーケティング部門を中心とした国内、海外一体化したマーケティング活動の一層の強化により、引き続き、環境、エネルギーや医療などの新市場の開拓に積極的に取り組んでまいります。

④付加価値、品質及び技術力の向上

経済環境の変化、経済のグローバル化が加速する状況下では、国内外において他社との競争がますます厳しくなるものと予測しており、お客様に提案する商品については、これまで以上に利用価値・付加価値の高いものの提供が不可欠であります。

具体的には、海外現地法人の品質管理部を拡充することにより、従来以上に国内外市場からの、より良い品質、より安い価格、より高機能な商品の発掘及び提案を促進します。

また、優良仕入先の開拓、デザイン・イン活動の一層の強化に努めるとともに、ソフトウェア開発等の技術力をベースにした利用価値・付加価値を高めた商品を開発し提案してまいります。

⑤グローバルベースでの人財育成

マーケティング・営業・設計・開発等それぞれの分野でのスペシャリティを持った人財を育成してまいります。国内では、ビジネスのグローバル化への対応力強化のため、英語・中国語の語学研修も含めた各種の研修制度を推進いたします。また、国内・海外間の人財交流を積極的に進め、社員のスキルアップ・プロ集団化を実現し、国内外で連携しつつ、グローバルベースでお客様のお役に立てる人財育成と組織活性化を推進してまいります。

⑥コーポレート・ガバナンスの徹底と内部統制システムの確実な運用

これまでに構築した内部統制体制を更に安定的かつ効果的なものにするとともに、コーポレート・ガバナンスの面でも引き続き社会から信頼される企業を目指して研修や社内教育等を充実させてまいります。

当社グループは、「基本徹底 (Enforce Fundamentals)」と「Quality First for Customer!」の経営ビジョンに沿い、全社員が社業発展に向けた改善への努力により業績拡大に努めてまいります。また、管理体制面ではコンプライアンスを徹底し、内部統制機能の強化と経営体質の改善に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、より一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度 (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)	35,280	29,413	36,487	37,239
経 常 利 益 (百万円)	441	335	894	764
当 期 純 利 益 (百万円)	248	168	463	430
1株当たり当期純利益	22円84銭	15円77銭	43円32銭	40円15銭
総 資 産 額 (百万円)	14,648	17,218	17,905	17,694
純 資 産 額 (百万円)	9,380	9,415	9,611	9,857
1株当たり純資産額	875円28銭	877円89銭	895円89銭	916円58銭

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。

②当社の財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	平成20年度 第54期	平成21年度 第55期	平成22年度 第56期	平成23年度 第57期(当期)
売 上 高 (百万円)	26,168	22,228	28,027	28,447
経 常 利 益 (百万円)	337	236	701	518
当期純利益 (百万円)	262	91	298	249
1株当たり当期純利益	24円13銭	8円53銭	27円94銭	23円32銭
総 資 産 額 (百万円)	13,679	15,840	16,658	15,900
純 資 産 額 (百万円)	9,122	9,141	9,300	9,375
1株当たり純資産額	851円11銭	852円32銭	866円85銭	871円62銭

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
東海オートマテックス(株)	10,000千円	100.0%	自動制御機器販売
東海テクノセンター(株)	30,000千円	100.0%	各種ソフトウェアの製造・販売
東海ファシリティーズ(株)	10,000千円	100.0%	不動産管理
東海精工(香港)有限公司	HK\$ 55,000千	100.0%	電子部品販売
TOKAI PRECISION (S) PTE. LTD.	SNG\$ 4,000千	100.0%	電子部品販売
台湾東海精工股份有限公司	NT\$ 20,000千	※100.0%	電子部品販売
TOKAI PRECISION AMERICA, LTD.	US\$ 800千	100.0%	電子部品販売
TOKAI PRECISION PHILIPPINES, INC.	PHP 83,000千	100.0%	電子部品販売
PT. TOKAI PRECISION INDONESIA	US\$ 1,000千	100.0%	電子部品販売
東精国際貿易(上海)有限公司	RMB 1,655千	※100.0%	電子部品販売
TOKAI PRECISION (THAILAND) LTD.	THB 20,000千	100.0%	電子部品販売
東海精工諮詢(深圳)有限公司	RMB 1,061千	※100.0%	電子部品販売

(注) 1. 議決権比率欄の※印は、連結される子会社による間接所有の割合であります。

2. 東海ファシリティーズ(株)は平成23年10月1日付にて東海エレクトロニクス(株)より社名変更いたしました。

(7) 主要な事業内容（平成24年3月31日現在）

当社グループはエレクトロニクス商品の販売及び加工を主な事業としており、事業内容別の主要な取扱商品は次のとおりであります。

		主要取扱商品名
デバイス・ソリューション 関東・甲信越カンパニー 及び デバイス・ソリューション 中部・関西カンパニー	M（高機能材料） デバイス部門	銅合金、非鉄金属、化成品、ゴム及び樹脂成形品、インサート成形品、シリコーン樹脂、ガラス繊維、マグネット、強化ガラス、プリント基板材料、各種エンブラ、各種接着剤、その他
	E（電子） デバイス部門	センサ、スイッチ、コネクタ、LCD、モータ、ディスプレイモニタ、エンコーダ、タッチパネル、各種ハーネス、UPS、その他
	S（半導体） デバイス部門	マイコン、カスタムIC、各種IC、ディスクリート、パワーデバイス、半導体モジュール、その他
オーバーシーズ・ソリューション カンパニー		基板、FPC、FFC、合金、樹脂成形品、アルミダイキャスト、半導体、センサ、LCD、コネクタ、スピーカ、各種ハーネス、その他
システム・ソリューション カンパニー		基板アセンブリ、ハーネス・ケーブルアセンブリ、省力機器、操作設定機器、空調自動制御機器、中央監視装置、情報通信システム、省エネ・省CO ₂ システムの設計・施工・メンテナンス、各種インライン検査装置、マイコンの開発・設計、ソフトウェアの製作、システムLSIの設計・支援、その他

(8) 主要な拠点等 (平成24年3月31日現在)

①当 社

本 社 名古屋市中区栄三丁目34番14号

名古屋支店 東京支店 大阪支店 安城支店
小牧支店 津支店 松本支店 沼津支店
熊谷支店

②子会社等

国 内

東海オートマチックス(株) (名古屋市中区)
東海テクノセンター(株) (名古屋市中区)
東海ファシリティーズ(株) (名古屋市中区)

(注) 東海ファシリティーズ(株)は平成23年10月1日付にて東海エレクトロニクス(株)より社名変更いたしました。

海 外

東海精工(香港)有限公司 (中国・香港)
TOKAI PRECISION (S) PTE. LTD. (シンガポール)
台湾東海精工股份有限公司 (台 湾)
TOKAI PRECISION AMERICA, LTD. (ア メ リ カ)
TOKAI PRECISION PHILIPPINES, INC. (フィリピン)
PT. TOKAI PRECISION INDONESIA (インドネシア)
東精国際貿易(上海)有限公司 (中国・上海)
TOKAI PRECISION (THAILAND) LTD. (タ イ)
東海精工諮詢(深圳)有限公司 (中国・深圳)

(9) 従業員の状況 (平成24年3月31日現在)

従業員数	前連結会計年度末比増減
306 名	+ 3 名

(注) 従業員数は就業人員であります。

(10) 主要な借入先

該当事項はありません。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 31,214,000株
(2) 発行済株式の総数 10,724,154株 (自己株式1,077,162株を除く。)
(3) 株主数 1,324名
(4) 大株主

大株主名	持株数	持株比率
OKURA株式会社	1,415,000株	13.19%
江口健三	1,010,504	9.42
牧三枝	840,456	7.83
江口由江	725,639	6.76
株式会社三菱東京UFJ銀行	522,950	4.87
江口志津	431,621	4.02
株式会社メルコホールディングス	308,150	2.87
東海エレクトロニクス従業員持株会	206,584	1.92
株式会社三井住友銀行	200,000	1.86
日本興亜損害保険株式会社	200,000	1.86

- (注) 1. 持株比率については、自己株式を控除して算出しております。
2. 東海エレクトロニクス従業員持株会は、平成23年10月1日に東海物産株式会社から東海エレクトロニクス株式会社へ社名変更したことから東海物産従業員持株会より東海エレクトロニクス従業員持株会に名称変更したものであります。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名 称	新株予約権(株式報酬型ストックオプション)		
	平成18年6月29日 取締役会決議	平成19年6月28日 取締役会決議	平成20年6月27日 取締役会決議
保 有 人 数 (当 社 取 締 役)	2名	4名	4名
新株予約権の数	4個	12個	12個
新株予約権の目的 となる株式の種類	普通株式		
新株予約権の目的 となる株式の数	4,000株	12,000株	12,000株
新株予約権の行使 時の払込金額	4,000円	12,000円	12,000円
新株予約権の行使 期間	自 平成19年6月30日 至 平成28年7月10日	自 平成19年7月18日 至 平成38年7月10日	自 平成20年7月16日 至 平成38年7月10日
新株予約権の行使 により株式を発行 する場合の株式の 発行価格及び資本 組入額	該当事項ありません。(注)		
新株予約権の行使 の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権の行使をできるものとする。 ・新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。 ・上記以外の新株予約権の行使条件については、本総会決議及び当社取締役会決議に基づき当社と対象取締役との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者は、上記の期間内において、当社の取締役が当社の取締役の地位を喪失した時、新株予約権を行使できるものとし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日である権利行使開始日から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。 ・新株予約権者が死亡した場合、相続人が新株予約権を行使することができる。ただし、この場合、相続人は新株予約権者が死亡した日の翌日から10ヶ月を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使することができる。 ・その他の新株予約権の行使条件については、本定時株主総会決議及び当社取締役会決議に基づき、当社と対象取締役との間で締結する、「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。 	
新株予約権の譲渡 に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分については、当社取締役会の承認を要するものとする。		

(注) 新株予約権の行使時に新株予約権者に交付される株式は、すべて自己株式で、これにより新規に発行される株式はありません。

名 称	新株予約権(株式報酬型ストックオプション)		
	平成21年6月26日 取締役会決議	平成22年6月25日 取締役会決議	平成23年6月28日 取締役会決議
保 有 人 数 (当社取締役)	6名	7名	9名
新株予約権の数	16個	18個	24個
新株予約権の目的 となる株式の種類	普通株式		
新株予約権の目的 となる株式の数	16,000株	18,000株	24,000株
新株予約権の行使 時の払込金額	16,000円	18,000円	24,000円
新株予約権の行使 期間	自平成21年7月15日 至平成38年7月10日	自平成22年7月21日 至平成65年7月10日	自平成23年7月21日 至平成65年7月10日
新株予約権の行使 により株式を発行 する場合の株式の 発行価格及び資本 組入額	該当事項ありません。(注)		
新株予約権の行使 の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者は、上記の期間内において、当社の取締役が当社の取締役の地位を喪失した時、新株予約権を行使できるものとし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日である権利行使開始日から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。 ・新株予約権者が死亡した場合、相続人が新株予約権を行使することができる。ただし、この場合、相続人は新株予約権者が死亡した日の翌日から10ヶ月を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使することができる。 ・その他の新株予約権の行使条件については、本定時株主総会決議及び当社取締役会決議に基づき、当社と対象取締役との間で締結する、「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。 		
新株予約権の譲渡 に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分については、当社取締役会の承認を要するものとする。		

(注) 新株予約権の行使時に新株予約権者に交付される株式は、すべて自己株式で、これにより新規に発行される株式はありません。

(2) 当事業年度中に当社執行役員に対して、職務執行の対価として交付された新株予約権等の概要

名 称	新株予約権(株式報酬型ストックオプション)
	平成23年6月28日取締役会決議
交 付 人 数	4名
新株予約権の数	4個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	4,000株
新株予約権の行使時の払込金額	4,000円
新株予約権の行使期間	自 平成23年7月21日 至 平成65年7月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	該当事項ありません。(注)
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・当社執行役員は、上記の期間内において、当社執行役員の地位を喪失した日又は従業員退職日のいずれか遅い日の翌日から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。 ・新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権者が死亡した日の翌日から10ヶ月を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使することができる。 ・上記以外の新株予約権の行使条件については、当社取締役会決議に基づき、当社と対象執行役員との間で締結する、「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(注) 新株予約権の行使時に新株予約権者に交付される株式は、すべて自己株式で、これにより新規に発行される株式はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

(平成24年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	大 倉 偉 作	
代表取締役副社長	大 倉 慎	
専 務 取 締 役	霜 越 憲 一	営業本部長 兼 品質・環境担当
専 務 取 締 役	笹 川 剛	管理本部長 兼 管理部 部長 兼 情報・I R・C S R・危機管理担当
常 務 取 締 役	笹 井 賢 次	営業本部オーバーシーズ・ソリューションカンパニー長 兼 アメリカグループグループリーダー 兼 TOKAI PRECISION AMERICA, LTD. 代表取締役社長
常 務 取 締 役	中 島 裕 幸	技術本部長
取 締 役	愛 葉 良 夫	営業本部システム・ソリューションカンパニー長
取 締 役	牧 島 賢 治	営業本部デバイス・ソリューション関東・甲信越カンパニー長 兼 品質副担当
取 締 役	井 田 光 治	営業本部デバイス・ソリューション中部・関西カンパニー長 兼 名古屋支店長
常 勤 監 査 役	梶 田 洋 志	
監 査 役	日下部 康 生	
監 査 役	高 橋 清 八	
監 査 役	松 永 忠 良	

- (注) 1. 平成23年6月28日開催の第56期定時株主総会において、牧島 賢治及び井田 光治の両氏が取締役位新たに選任され、就任いたしました。
2. 監査役 日下部 康生、監査役 高橋 清八、監査役 松永 忠良の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
なお、当社は各氏を一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として名古屋証券取引所に届け出ております。
3. 監査役 日下部 康生氏は、当社の社外監査役を5年間務め、当社の事業内容に精通しており、また、企業経営者としての豊富な経験、幅広い知見を有しております。

4. 監査役 高橋 清八氏は、大豊工業株式会社の企業経営者として、豊富な経験と幅広い知見を有しております。
5. 監査役 松永 忠良氏は、日本電話施設株式会社の経理部長及び取締役経営管理本部経営企画室長を経て同社の常勤監査役を勤め、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 執行役員は以下のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
執 行 役 員	森 永 靖 彦	経営企画室 室長
執 行 役 員	水 谷 法 彦	営業本部デバイス・ソリューション中部・関西カンパニー 安城支店長
執 行 役 員	西 出 英 司	管理本部 経理部 部長
執 行 役 員	鈴 木 章 浩	営業本部デバイス・ソリューション中部・関西カンパニー 名古屋支店 Sデバイス第1部 部長

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	報酬等の額
取 締 役	11名	248,370千円
監 査 役 (内、社外監査役)	7名 (4名)	24,965千円 (15,133千円)
計	18名	273,336千円

- (注) 1. 平成20年6月27日開催の第53期定時株主総会決議による取締役報酬限度額（使用人兼務取締役の使用人分の報酬を除く）は、年額360,000千円、監査役報酬限度額は、年額45,000千円であります。
2. 報酬等の額には、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額56,000千円（取締役9名 51,360千円、監査役4名 4,640千円）を含めております。
3. 報酬等の額には、平成23年6月28日開催の取締役会決議により取締役に付与いたしました新株予約権6,029千円（報酬等としての額）を含めております。

(3) 社外役員に関する事項

① 監査役 日下部 康生

当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会には、15回の全て、また、監査役会には、13回の全てに出席しており、当社監査役として5年間の豊富な職務経験と知見に基づき適宜質問し意見を述べております。

② 監査役 高橋 清八

当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会には、12回のうち11回、また、監査役会には、10回の全てに出席しており、企業経営者としての豊富な職務経験と知見に基づき適宜質問し意見を述べております。

③ 監査役 松永 忠良

当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会には、12回の全て、また、監査役会には、10回の全てに出席しており、財務及び会計に関する豊富な職務経験と知見に基づき適宜質問し意見を述べております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役は、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金100万円または法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当社の当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	200万円
②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	200万円

(注)当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区別しておらず、実質的にも区別できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、当該会計監査人が、会社法や公認会計士法等の法令に違反し、または抵触した場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得た上で、当該会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提案します。また、監査役会は、当該会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると判断した場合は、全員一致の決議により監査役会が当該会計監査人を解任いたします。

(4) 当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人による当社の子会社の計算書類等の監査

当社の重要な子会社のうち、在外子会社においては、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

6. 会社の体制及び方針

基本方針の考え方

当社は「地球環境を守り、人に愛され、信頼される良い企業であり続ける。」を経営理念としている。また、企業価値の向上に向けて、業務執行における迅速かつ的確な意思決定とより透明性の高い公正で効率的な経営実現をコーポレート・ガバナンスの重要な目的と考えている。

当社は、この考え方の下、コーポレート・ガバナンスの充実・強化のため、以下の通り内部統制システムに関する基本方針を定める。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の取締役及び使用人が、公正で高い倫理観に基づいて行動し、広く社会から信頼される経営体制を確立するため、以下の事項を定める。

- ①取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、倫理観を持って事業活動を行う企業風土を構築するため、当社グループ全体に適用する「倫理規範」を定める。
- ②法令及び定款の遵守体制の実効性を確保するため、CRO（チーフ・リスク・オフィサー：最高リスク管理責任者。コンプライアンス統括責任者を兼ねる。）を社長とし、社長直属の機関として、コンプライアンス・リスク管理委員会を設置するとともに、取締役及び使用人の法令遵守意識の定着と運用の徹底を図るため、研修等必要な諸活動を推進する。なお、コンプライアンス・リスク管理委員会は随時開催し、開催後速やかに当該議事の内容を取締役に報告する。
- ③部門の責任者は、部門固有のコンプライアンス・リスクを認識し、主管部署とともに法令遵守体制の整備及び推進に努める。
- ④反社会的勢力とは取引関係も含めて一切の関係を持たない。反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体として毅然とした対応を取る。
- ⑤当社及びグループ会社の事業に従事する者からの法令違反行為等に関する通報に対して適切な処理を行うため、公益通報の運用に関する規程を定めるとともに、通報先を社内及び社外とするコンプライアンス・ホットラインを設置する。是正、改善の必要があるときには、速やかに適切な措置を取る。
- ⑥監査室は、法令及び定款の遵守体制の有効性について監査を行う。監査を受けた部署及びその主管部署は、是正、改善の必要があるときには、速やかにその対策を講ずる。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①取締役の職務の執行に係る情報は、文書化（電磁的記録を含む）の上、経営判断等に用いた関連資料とともに保存する。文書管理については、管理対象文書、保存期間及び管理方法等を規程に定める。
- ②取締役の職務の執行に係る情報は、取締役又は監査役等から要請があった場合に備え、適時閲覧可能な状態を維持する。
- ③監査室は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理について監査を行う。監査を受けた部署及びその主管部署は、是正、改善の必要があるときには、速やかにその対策を講ずる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

全社的なリスク管理、事業活動に伴うリスク管理及び危機管理対策からなるリスク管理体制を適切に構築し、適宜その体制を点検することによって有効性を向上させるため、以下の事項を定める。

- ① リスク管理の全体最適を図るために、社長直属のコンプライアンス・リスク管理委員会が全社的な内部統制、業務プロセスに係る業務処理統制のそれぞれにおいて、組織に損失を与えるリスクを識別し、評価する。
- ② 事業活動に伴う各種のリスク（取引先の信用リスク、品質リスク等も含む）については、それぞれの担当部門と必要なリスク管理に関する規程を定めて対応するとともに、必要に応じて適切な対策を講じ、リスク管理の有効性向上を図る。
- ③ 事業の重大な障害・瑕疵、重大な情報漏洩、重大な信用失墜、災害等の危機に対しては、しかるべき予防措置を取る。
- ④ 上記②、③のリスク管理体制については、継続的な改善活動を行うとともに、定着を図るための研修等を適宜実施する。
- ⑤ 監査室は、リスク管理体制について監査を行う。監査を受けた部署及びその主管部署は、是正、改善の必要があるときには、速やかにその対策を講ずる。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

意思決定の機動性を高め、効率的な業務執行を行い、その実効性を向上させるため、以下の事項を定める。

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関する規程を定めるとともに、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- ② 取締役会の決議により、業務の執行を担当する執行役員を選任し、会社の業務を委任する。執行役員は、取締役会で決定した会社の方針及び取締役社長の指示の下に業務を執行する。
- ③ 事業活動の総合的な調整と業務執行の意思統一を図る機関として経営会議を設置し、当社グループの全般的な重要事項について審議する。経営会議は、原則として月1回開催する。
- ④ 事業計画に基づき、予算期間における計数目標を明示し、事業部門の目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて所期の業績目標の達成を図る。
- ⑤ 経営の効率化とリスク管理を両立させ、内部統制が有効に機能するようITシステムの整備を進め、全社レベルでの最適化を図る。
- ⑥ 監査室は、事業活動の有効性及び効率性について監査を行う。コンプライアンス・リスク管理委員会、監査を受けた部署及びその主管部署は、是正、改善の必要があるときは、速やかにその対策を講ずる。

(5) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ① 適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、経理業務に関する規程を定めるとともに、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性の向上を図る。
- ② 監査室は、財務報告に係る内部統制について監査を行う。監査を受けた部署及びその主管部署は、是正、改善の必要があるときには、速やかにその対策を講ずる。

(6) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループ全体を対象にした法令遵守体制の構築及びグループ会社の適切な経営管理のため、以下の事項を定める。

- ①企業集団における業務の適正を確保するため、当社グループ全体に適用する倫理規範を定める。
- ②法令遵守体制の実効性を確保するため、主管部署を定める。主管部署は、グループ会社に対してコンプライアンスに関する規程の制定、研修及びコンプライアンス・ホットラインの周知等、必要な諸活動を推進し管理する。
- ③監査室は、グループ会社の法令及び定款の遵守体制の有効性について監査を行う。監査を受けた部署及びその主管部署は、是正、改善の必要があるときには、速やかにその対策を講ずる。
- ④グループ会社が一体となって事業活動を行い、当社グループ全体の企業価値を向上させるため、グループ会社の経営管理等重要な事項については経営会議が、その他の事項については関連部門が適切な指導を行う。

(7) 監査役職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役による監査が実効的に行われることを確保するため、監査室が監査役職務を補助する。

(8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ①監査役は、監査室に対し、自らの職務執行のため必要となる事項を命じることができるものとし、その命令に対し監査室は、担当取締役の指揮・命令を受けない。
- ②監査室の人事に関する事項（異動、評価、懲戒処分等）については、監査役会の同意を必要とする。

(9) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ①監査役の要請に応じて、取締役及び使用人は、事業及び内部統制の状況等の報告を行い、監査室は内部監査の結果等を報告する。
- ②取締役及び使用人は、重大な法令・定款の違反及び不正行為の事実、または、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知った時には、速やかに監査役に報告する。

(10) その他監査役職務が実効的に行われることを確保するための体制

重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握できるようにするため、監査役は取締役会のほか、社内の重要な会議に出席できる。また、監査役から要求のあった文書等は、随時提供する。

連結貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	13,506,225	流動負債	7,401,998
現金及び預金	980,442	支払手形及び買掛金	6,819,130
受取手形及び売掛金	9,635,291	未払法人税等	38,208
たな卸資産	2,701,524	賞与引当金	160,203
繰延税金資産	98,727	役員賞与引当金	56,000
その他	90,527	その他	328,456
貸倒引当金	△289	固定負債	435,281
固定資産	4,188,225	退職給付引当金	361,733
有形固定資産	3,220,777	その他	73,547
建物及び構築物	1,123,496	負債合計	7,837,279
車両運搬具	6,316	純資産の部	
工具、器具及び備品	50,311	科 目	金 額
土地	2,039,729	株主資本	10,966,015
建設仮勘定	922	資本金	3,075,396
無形固定資産	96,795	資本剰余金	2,511,009
ソフトウェア	96,795	利益剰余金	5,803,598
投資その他の資産	870,652	自己株式	△423,988
投資有価証券	450,124	その他の包括利益累計額	△1,136,444
繰延税金資産	195,281	その他有価証券評価差額金	105,831
その他	225,247	土地再評価差額金	△757,663
貸倒引当金	△1	為替換算調整勘定	△484,612
資産合計	17,694,451	新株予約権	27,600
		純資産合計	9,857,171
		負債・純資産合計	17,694,451

連結損益計算書

(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		37,239,567
売上原価		32,955,311
売上総利益		4,284,256
販売費及び一般管理費		3,523,255
営業利益		761,000
営業外収益		
受取利息	1,798	
受取配当金	12,456	
仕入割引	16,570	
その他の	11,606	42,431
営業外費用		
支払利息	3,205	
売上債権売却損	2,739	
為替差損	31,574	
その他の	1,475	38,994
経常利益		764,437
特別利益		
固定資産売却益	603	
投資有価証券売却益	20,016	20,620
特別損失		
投資有価証券評価損	10,311	
その他の	4,629	14,941
税金等調整前当期純利益		770,116
法人税、住民税及び事業税	290,872	
法人税等調整額	48,935	339,808
少数株主損益調整前当期純利益		430,307
当期純利益		430,307

連結株主資本等変動計算書

(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	3,075,396	2,511,477	5,591,178	△435,918	10,742,132
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△171,346		△171,346
当期純利益			430,307		430,307
自己株式の取得				△271	△271
自己株式の処分		△467	△1,334	12,202	10,399
土地再評価差額金の取崩			△45,205		△45,205
株主資本以外の項目の当期変動額(総額)					
当期変動額合計	－	△467	212,420	11,930	223,883
当 期 末 残 高	3,075,396	2,511,009	5,803,598	△423,988	10,966,015

	その他の包括利益累計額				新株 予約権	純資産 合計
	その他有 価証券評 価差額金	土地再評 価差額金	為替換 算調 整勘定	その他の 包括利 益累 計額合計		
当 期 首 残 高	117,974	△802,869	△476,727	△1,161,622	30,934	9,611,445
当 期 変 動 額						
剰余金の配当						△171,346
当期純利益						430,307
自己株式の取得						△271
自己株式の処分						10,399
土地再評価差額金の取崩						△45,205
株主資本以外の項目の当期変動額(総額)	△12,142	45,205	△7,885	25,177	△3,334	21,843
当期変動額合計	△12,142	45,205	△7,885	25,177	△3,334	245,726
当 期 末 残 高	105,831	△757,663	△484,612	△1,136,444	27,600	9,857,171

連 結 注 記 表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

子会社は全て連結されております。

連結子会社の数

12社

連結子会社の名称

東海オートマチックス(株)

東海テクノセンター(株)

東海ファンリティーズ(株)

(平成23年10月1日付にて東海エレクトロニクス(株)より社名変更いたしました。)

東海精工(香港)有限公司

TOKAI PRECISION (S) PTE. LTD.

台湾東海精工股份有限公司

TOKAI PRECISION AMERICA, LTD.

TOKAI PRECISION PHILIPPINES, INC.

PT. TOKAI PRECISION INDONESIA

東精国際貿易(上海)有限公司

TOKAI PRECISION (THAILAND) LTD.

東海精工咨詢(深圳)有限公司

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち東精国際貿易(上海)有限公司、東海精工咨詢(深圳)有限公司の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の財務諸表を使用しております。

ただし、1月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

3. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有 価 証 券

その他有価証券

(イ) 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

(ロ) 時価のないもの 移動平均法による原価法

② たな卸資産

移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

(リース資産を除く)

定率法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	10～50年
車両運搬具	5～6年
工具、器具及び備品	2～20年

② 無形固定資産

(リース資産を除く)

定額法

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

当社及び国内連結子会社は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。また、在外連結子会社は主として特定の債権について回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

④ 退職給付引当金

当社及び国内連結子会社並びに一部の在外連結子会社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額及び年金資産の実績額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債並びに収益及び費用は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

為替予約取引について振当処理の要件を満たしている場合には、振当処理を行っております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約取引
ヘッジ対象…外貨建債権の一部

③ ヘッジ方針

外貨建債権の一部について、為替予約を付し、為替変動リスクをヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

為替予約取引について為替相場の変動によるキャッシュ・フローの変動を完全に相殺するものと想定されるため、有効性評価は省略しております。

(6) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(追加情報)

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

連結貸借対照表に関する注記

- | | |
|-------------------|-------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 1,068,762千円 |
| 2. 担保に供している資産 | |

建物及び構築物	81,204千円
土地	137,760千円
買掛金	50,000千円

- | | |
|-------------------------|-----------|
| 3. 取引保証金の代用として差し入れている資産 | |
| 投資有価証券 | 31,167千円 |
| 4. 受取手形割引高 | 543,657千円 |

5. 連結会計年度末日満期手形

連結会計年度末日満期手形の会計処理については、当連結会計年度の末日が金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。当連結会計年度末日満期手形の金額は、次のとおりであります。

受取手形	7,421千円
支払手形	1,635千円

6. 土地の再評価

土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める路線価及び路線価のない土地は第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づき、合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日	平成14年3月31日
------------	------------

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	11,801,316株	－株	－株	11,801,316株

2. 自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	1,107,434株	728株	31,000株	1,077,162株

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加728株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少31,000株は、ストックオプションの行使による減少であります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成23年6月28日 定時株主総会	普通株式	85,551千円	8円	平成23年3月31日	平成23年6月29日
平成23年10月28日 取締役会	普通株式	85,795千円	8円	平成23年9月30日	平成23年11月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

次のとおり決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成24年6月27日 定時株主総会	普通株式	85,793千円	利益剰余金	8円	平成24年3月31日	平成24年6月28日

4. 新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	95,000株	28,000株	31,000株	92,000株

(注) 1. 普通株式の新株予約権の目的となる株式数の増加28,000株は、ストックオプションの付与による増加であります。

2. 普通株式の新株予約権の目的となる株式数の減少31,000株は、ストックオプションの行使による減少であります。

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産（流動）	
たな卸資産	20,779千円
未払事業税金	4,669千円
賞与引当金	54,840千円
未払費用	12,973千円
たな卸資産未実現利益	4,566千円
その他の	898千円
計	98,727千円
繰延税金資産（固定）	
長期未払金	20,914千円
退職給付引当金	127,788千円
投資有価証券評価損	20,354千円
減価償却費	70,263千円
繰越欠損金	25,304千円
その他の	73,592千円
計	338,217千円
繰延税金資産小計	436,945千円
評価性引当額	△109,112千円
繰延税金資産合計	327,833千円
繰延税金負債（固定）	
在外子会社留保金	6,740千円
在外子会社減価償却費	1,771千円
その他有価証券評価差額金	27,083千円
計	35,595千円
繰延税金負債合計	35,595千円
繰延税金資産の純額	292,238千円

2. 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布されたことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、前連結会計年度の40.5%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成24年4月1日から平成27年3月31日までのものは37.7%、平成27年4月1日以降のものについては35.3%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産（繰延税金負債を控除した額）が32,794千円減少し、そのその他有価証券評価差額金が3,985千円、法人税等調整額が36,780千円それぞれ増加しております。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、短期的な運転資金は自己資金で賄っており、資金調達が必要な場合においては、主に手形割引により資金調達しております。

デリバティブは、外貨建ての営業債権債務について為替の変動リスクを回避するため原則として先物為替予約を利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額 (*)	時 価 (*)	差 額
(1) 現金及び預金	980,442	980,442	—
(2) 受取手形及び売掛金	9,635,291	9,635,291	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	444,924	444,924	—
(4) 支払手形及び買掛金	(6,819,130)	(6,819,130)	—
(5) 未払法人税等	(38,208)	(38,208)	—
(6) デリバティブ取引	(7,626)	(7,626)	—

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
資 産

(1) 現金及び預金 (2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負 債

(4) 支払手形及び買掛金 (5) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) デリバティブ取引

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しています。デリバティブ取引の時価は、取引金融機関から提示された価格によっております。また、為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている受取手形及び売掛金と一体として処理されているため、その時価は当該受取手形及び売掛金に含めて記載しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非 上 場 株 式	5,200

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから「(3) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| 1. 1株当たりの純資産額 | 916円58銭 |
| 2. 1株当たりの当期純利益 | 40円15銭 |

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

その他の注記

退職給付関係

退職給付制度の概要

当社及び国内連結子会社は、退職金規程に基づく社内積立の退職一時金制度のほか、確定給付企業年金制度に加入しております。なお、当社及び国内連結子会社は、総合設立型の厚生年金基金（ナオリ厚生年金基金）に加入しております。

また、一部の在外連結子会社においては、確定給付型の退職給付制度を採用しております。

1. 退職給付債務に関する事項

退職給付債務	△648,758千円
年金資産残高	287,024千円
退職給付引当金	<u>△361,733千円</u>

2. 退職給付費用に関する事項

勤務費用	58,465千円
総合設立型 厚生年金基金掛金	84,331千円
退職給付費用	<u>142,797千円</u>

3. 複数事業主制度による企業年金に関する事項

要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項は次の通りであります。

(1) 制度全体の積立状況に関する事項（平成23年3月31日現在）

年金資産の額	44,761,318千円
年金財政計算上の 給付債務の額	56,443,771千円
差引額	<u>△11,682,452千円</u>

(2) 制度全体に占める当社の給与総額割合

（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

3.00%

(3) 補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高 12,487,489千円及び別途積立金 805,036千円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は基本部分は7年10ヶ月、加算部分は8年11ヶ月の期間での元利金等償却であります。なお、上記(2)の割合は、当社の実際の負担割合とは一致しません。

貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	10,508,116	流 動 負 債	6,123,689
現金及び預金	421,702	支払手形	1,457
受取手形	305,033	買掛金	5,714,440
売掛金	7,657,544	未払費用	190,412
商 品	1,921,990	預り金	10,919
未収入金	82,317	賞与引当金	116,400
繰延税金資産	77,592	役員賞与引当金	56,000
その他	42,233	その他	34,059
貸倒引当金	△300	固 定 負 債	401,871
固 定 資 産	5,392,485	退職給付引当金	330,095
有形固定資産	3,199,852	その他	71,776
建 物	1,101,543	負 債 合 計	6,525,560
構 築 物	17,926	純 資 産 の 部	
車 両 運 搬 具	5,796	科 目	金 額
工具、器具及び備品	34,856	株 主 資 本	10,001,302
土 地	2,039,729	資 本 金	3,075,396
無形固定資産	88,590	資 本 剩 余 金	2,511,009
ソフトウェア	88,590	資 本 準 備 金	2,511,009
投資その他の資産	2,104,042	利 益 剩 余 金	4,838,885
投資有価証券	441,865	利 益 準 備 金	248,136
関係会社株式	1,286,378	その他利益剰余金	4,590,748
長期貸付金	8,281	別 途 積 立 金	4,083,000
保 証 金	83,996	繰越利益剰余金	507,748
繰延税金資産	192,330	自 己 株 式	△423,988
その他	91,191	評 価 ・ 換 算 差 額 等	△653,862
貸倒引当金	△1	その他有価証券評価差額金	103,801
資 産 合 計	15,900,601	土地再評価差額金	△757,663
		新 株 予 約 権	27,600
		純 資 産 合 計	9,375,040
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	15,900,601

損 益 計 算 書

(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		28,447,704
売 上 原 価		25,399,295
売 上 総 利 益		3,048,409
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,561,989
営 業 利 益		486,419
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	952	
受 取 配 当 金	12,285	
仕 入 割 引	11,514	
そ の 他	46,405	71,157
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	3,205	
売 上 債 権 売 却 損	2,739	
為 替 差 損	21,593	
そ の 他	11,601	39,140
経 常 利 益		518,436
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	603	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	20,016	20,620
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	10,311	
そ の 他	4,629	14,941
税 引 前 当 期 純 利 益		524,115
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	209,000	
法 人 税 等 調 整 額	65,231	274,231
当 期 純 利 益		249,883

株主資本等変動計算書

(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本							自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		繰越利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金		その他利益剰余金				
					別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	3,075,396	2,511,009	467	248,136	3,983,000	575,752	△435,918	9,957,842	
当期変動額									
別途積立金の積立					100,000	△100,000		—	
剰余金の配当						△171,346		△171,346	
当期純利益						249,883		249,883	
自己株式の取得							△271	△271	
自己株式の処分			△467			△1,334	12,202	10,399	
土地再評価差額金の取崩						△45,205		△45,205	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	—	—	△467	—	100,000	△68,003	11,930	43,459	
当期末残高	3,075,396	2,511,009	—	248,136	4,083,000	507,748	△423,988	10,001,302	

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	114,972	△802,869	△687,896	30,934	9,300,880
当期変動額					
別途積立金の積立					—
剰余金の配当					△171,346
当期純利益					249,883
自己株式の取得					△271
自己株式の処分					10,399
土地再評価差額金の取崩					△45,205
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△11,170	45,205	34,034	△3,334	30,700
当期変動額合計	△11,170	45,205	34,034	△3,334	74,160
当期末残高	103,801	△757,663	△653,862	27,600	9,375,040

個 別 注 記 表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1)子会社株式 移動平均法による原価法
 - (2)その他有価証券
 - ①時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)
 - ②時価のないもの 移動平均法による原価法
2. たな卸資産の評価基準及び評価方法
移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)によっております。
3. 固定資産の減価償却の方法
 - (1)有形固定資産 定率法
(リース資産を除く) なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建	物	10～50年							
構	築	物	10～40年						
車	両	運	搬	具	6年				
工	具	、	器	具	及	び	備	品	2～20年
 - (2)無形固定資産 定額法
(リース資産を除く) なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. 引当金の計上基準
 - (1)貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - (2)賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額を計上しております。
 - (3)役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。
 - (4)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額及び年金資産の実績額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

6. 重要なヘッジ会計の方法

- (1)ヘッジ会計の方法 為替予約取引について振当処理の要件を満たしておりますので、振当処理によっております。
- (2)ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段…為替予約取引
ヘッジ対象…外貨建債権の一部
- (3)ヘッジ方針 外貨建債権の一部について、為替予約を付し、為替変動リスクをヘッジしております。
- (4)ヘッジ有効性評価の方法 為替予約取引について為替相場の変動によるキャッシュ・フローの変動を完全に相殺するものと想定されるため、有効性評価は省略しております。
7. その他計算書類のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

(追加情報)

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 993,679千円
2. 担保に供している資産並びに担保付債務は以下のとおりであります。
担保に供している資産
- | | |
|----------|-----------|
| 建物 | 81,204千円 |
| 土地 | 137,760千円 |
| 対応債務 買掛金 | 50,000千円 |
3. 取引保証金の代用として差し入れている資産
投資有価証券 31,167千円
4. 受取手形割引高 543,657千円
5. 土地の再評価
土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。
再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める路線価及び路線価のない土地は第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づき、合理的な調整を行って算出しております。
再評価を行った年月日 平成14年3月31日
6. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務
- | | |
|--------|-----------|
| 短期金銭債権 | 362,700千円 |
| 短期金銭債務 | 36,224千円 |
7. 取締役及び監査役に対する金銭債務
- | | |
|--------|----------|
| 長期金銭債務 | 55,475千円 |
|--------|----------|

損益計算書に関する注記

- | | | |
|---------------------|------------|-------------|
| 1. 関係会社との営業取引高 | 売上高 | 1,585,121千円 |
| | 仕入高 | 617,212千円 |
| | 販売費及び一般管理費 | 10,478千円 |
| 2. 関係会社との営業取引以外の取引高 | | 37,127千円 |

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	1,107,434株	728株	31,000株	1,077,162株

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加728株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少31,000株は、ストックオプションの行使による減少であります。

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産(流動)	
商 品	20,637千円
賞 与 引 当 金	43,882千円
未 払 費 用	10,952千円
未 払 事 業 税	1,761千円
そ の 他	358千円
計	77,592千円
繰延税金資産(固定)	
長 期 未 払 金	20,914千円
退 職 給 付 引 当 金	117,860千円
投資有価証券評価損	19,847千円
関係会社株式評価損	97,607千円
減 価 償 却 費	70,134千円
そ の 他	73,230千円
計	399,595千円
繰延税金資産小計	477,187千円
評 価 性 引 当 額	△180,546千円
繰延税金資産合計	296,641千円
繰延税金負債(固定)	
そ 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	26,718千円
計	26,718千円
繰延税金負債合計	26,718千円
繰延税金資産の純額	269,923千円

2. 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、前事業年度の40.5%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成24年4月1日から平成27年3月31日までのものは37.7%、平成27年4月1日以降のものについては35.3%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産(繰延税金負債を控除した額)が30,578千円減少し、その他有価証券評価差額金が3,935千円、法人税等調整額が34,514千円それぞれ増加しております。

リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、車両・事務用機器の一部につきましてはリース契約により使用しています。

関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注2)	科目	期末残高 (注2)
子会社	TOKAI PRECISION PHILIPPINES, INC.	直接 100.0%	商品の販売 商品の購入	商品の販売 (注1)	307,059千円	売掛金	181,982千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して決定しております。

(注2) 上記金額には消費税等を含めておりません。

1株当たり情報に関する注記

- | | | |
|----|-------------|---------|
| 1. | 1株当たりの純資産額 | 871円62銭 |
| 2. | 1株当たりの当期純利益 | 23円32銭 |

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

その他の注記

退職給付関係

退職給付制度の概要

退職金規程に基づく社内積立の退職一時金制度のほか、確定給付企業年金制度に加入しております。また、総合設立型の厚生年金基金（ナオリ厚生年金基金）に加入しております。

1. 退職給付債務に関する事項

退職給付債務	△580,094千円
年金資産残高	249,998千円
退職給付引当金	<u>△330,095千円</u>

2. 退職給付費用に関する事項

勤務費用	49,257千円
総合設立型 厚生年金基金掛金	72,658千円
退職給付費用	<u>121,916千円</u>

3. 複数事業主制度による企業年金に関する事項

要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項は次の通りであります。

(1) 制度全体の積立状況に関する事項（平成23年3月31日現在）

年金資産の額	44,761,318千円
年金財政計算上の 給付債務の額	56,443,771千円
差引額	<u>△11,682,452千円</u>

(2) 制度全体に占める当社の給与総額割合

（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

3.00%

(3) 補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高12,487,489千円及び別途積立金805,036千円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は基本部分は7年10ヶ月、加算部分は8年11ヶ月の期間での元利均等償却であります。

なお、上記(2)の割合は、当社の実際の負担割合とは一致しません。

独立監査人の監査報告書

平成24年 5月18日

東海エレクトロニクス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松 井 夏 樹 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 林 伸 文 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東海エレクトロニクス株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東海エレクトロニクス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成24年 5月18日

東海エレクトロニクス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松 井 夏 樹 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 林 伸 文 ㊞

当監査法人は、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、東海エレクトロニクス株式会社の平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの第 57 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第57期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成24年5月24日

東海エレクトロニクス株式会社 監査役会

常勤監査役 梶 田 洋 志 ㊟

監 査 役 日 下 部 康 生 ㊟

監 査 役 高 橋 清 八 ㊟

監 査 役 松 永 忠 良 ㊟

監査役 日下部 康生、監査役 高橋 清八、監査役 松永 忠良は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、企業体質の一層の充実・強化を図り、業績に裏づけされた安定的且つ継続的な配当を株主様へ行うことを経営の重要課題と考えております。

第57期の業績を総合的に勘案した結果、期末配当金を8円とさせていただき、また、その他の剰余金は、経営の健全な発展を期し、今後の経営環境を勘案して財務体質の強化を図るため、次のとおり処分させていただきたいと存じます。

(1) 期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金8円 総額 85,793,232円

(ご参考) 中間配当を含めた年間配当金は、1株につき金16円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成24年6月28日

(2) 剰余金の処分に関する事項

① 増加する剰余金の項目及びその額

別 途 積 立 金 100,000,000円

② 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 100,000,000円

第2号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の社外監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本決議は、数井 恒彦氏の就任前に限り、監査役会の同意を得て行なう取締役会の決議により取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は次のとおりであります。

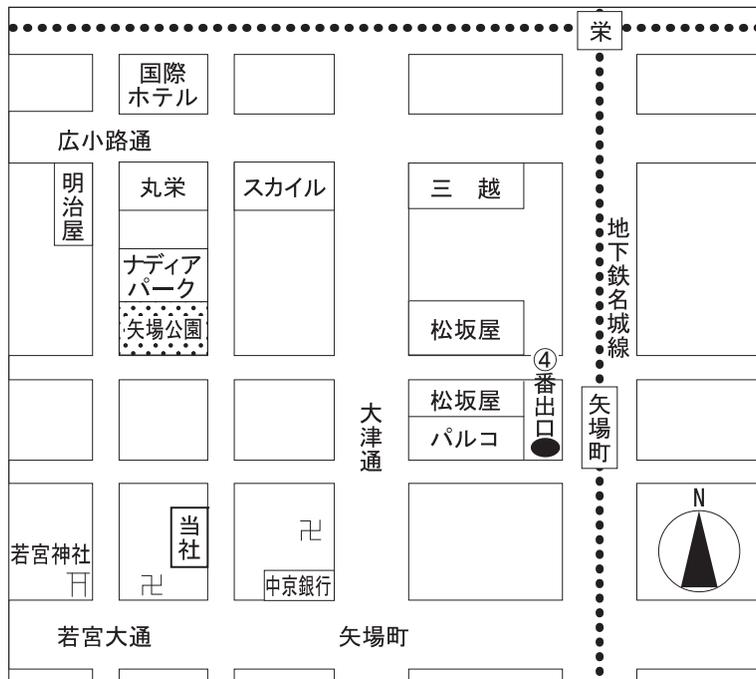
氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
<small>かず い つね ひこ</small> 数井 恒彦 (昭和14年1月11日生)	昭和44年4月 弁護士登録(愛知県弁護士会所属) 岩田孝法律事務所 入所 昭和46年4月 数井法律事務所開設 昭和62年9月 不二法律事務所開設 現在に至る	一 株

- (注) 1. 当社は不二法律事務所と顧問契約を締結しております。
2. 数井 恒彦氏は社外監査役候補者であります。
3. 数井 恒彦氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、弁護士としての専門知識・経験等を当社の監査体制の強化に活かしていただけるためであります。また同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
4. 当社は社外監査役との間で、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結できる旨定款に規定しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金100万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額としております。
- 数井 恒彦氏が社外監査役に就任された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を締結する予定であります。

以上

株主総会会場ご案内図

場 所 名古屋市中区栄三丁目34番14号
当社本社 7階A会議室
電 話 052-261-3211 (代表)
交通機関 地下鉄「名城線」矢場町駅 下車④番出口



(注) なお、当日会場には駐車場のご用意がございません。ご了承下さい。